

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令

昭和 50 年 10 月 24 日 政令第 306 号

(抜粋)

(通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第二条 法第七条第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う土地の形質の変更
- 二 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)の新築、改築又は増築
- 三 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更
- 四 現に農林漁業を営む者のために行う土地の形質の変更又は物置、作業小屋その他これらに類する建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)の新築、改築若しくは増築(新築若しくは改築に係る部分の床面積又は増築後の床面積の合計が九十平方メートル以下であるものに限る。)

(平一八政二一三・旧第三条繰上)

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三条 法第七条第一項第三号の政令で定める行為は、国、都府県若しくは市町村(都の特別区を含む。)又は当該都市施設を管理することとなる者が都市施設に関する都市計画に適合して行う行為とする。

(平一八政二一三・旧第四条繰上)

(法第七条第二項第一号ロの政令で定める規模等)

第四条 法第七条第二項第一号ロ及び第二号ロ(4)の政令で定める規模は、三百平方メートルとする。

(平一八政二一三・旧第五条繰上)